

社会・労働保険実務(適用給付編)講座

社会保険や労働保険は給与計算や社会保障のなかで大きなウェイトを占め様々な支給にも重要です。従業員のために会社が請求義務のある事務をする機会も頻繁にあります。

近年は、人手不足対策として女性・高齢者・外国人・障がい者の雇用が促進されているため、総務担当者には育児休業給付、報酬と老齢年金の関係、外国人従業員に対する雇入れ・退職時の知識も求められます。

本講座では、担当者が知っておくべき「社会・労働保険の基本的な知識」から「1年間を通じて処理すべき各種手続」を実際の書式で学んでいただく「マスター講座」です。

また、社会保険や労働保険の基本事項と、最近の改正点及び行政機関のホームページでもわかりにくい健康保険と所得税の扶養の違い等についてもお伝えいたします。

テキストは、例えば令和7年4月からスタートする出産後休業支援金、育児時短就業給付はもとより、将来の法改正にも対応しています。より実践的に使えるように説明文は丁寧に、図表を多く、記載例もよくある設例に応じて様式に記載したものに、ポイントとなる点を注意書きにして説明しています。手元に置いて実務に耐えうる内容を網羅した自信をもっておすすめできるテキストです。

日時	2025年 4月24日(木) 10:00~17:00
会場	千葉商工会議所 14階 第1ホール
参加費	会員：14,300円 一般：18,700円(教材費・消費税込)
定員	50名
対象	総務・人事担当者

<お申込方法> ※ 講座日の3営業日前より、100%キャンセル料が発生します。

- 右記申込用紙に必要事項をご記入後FAXにてお申込ください。
(受付後担当者様宛に「請求書兼申込受信のお知らせ」(インボイス対応)をFAXで返送いたします。)
- お申込後、受講料を原則として講座開催の3日前までに請求書記載銀行口座までお振込み願います。
(恐れ入りますが振込手数料はご負担願います。受講料の返金はいたしかねますのでご了承ください)
- 振込先: 千葉銀行 中央支店 普通預金 NO.4306901 口座名: 千葉商工会議所
- * 講座開催の1~2週間前頃に受講券・会場地図等を申込者様宛にFAXいたします。
- * 千葉市補助金申請のための受講証明書を希望される方は空欄に受講証明書希望と記載願います。
- * セミナーや講習会の参加者は、原則駐車できません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。
車にての参加の場合は、最寄りの有料駐車場をご利用ください。
- * 最少催行人数は5名となります。
- * 反社会的団体及びその構成員と認められる場合やコンサルタント業の方は参加をお断りします。
また講師業、土業の方など講師と同業の方の参加をお断りすることもあります。

<お問い合わせ> IPTEL : 050-3528-0837(直通) FAX : 043-227-4107

■ ビジネススクール専用ホームページ <https://www.cci-biz.com/chiba/>

■ 千葉商工会議所ホームページ <http://www.chiba-cci.or.jp/>

プログラム 豊富な演習で最新知識と実際の手続を習得!

1	年度更新事務	労働保険料申告書(継続事業・一括有期事業) 令和7年度雇用保険率改正に対応
2	標準報酬月額決定	適正な保険給付を受けるための正しい報酬額の届出(算定基礎届、 月額変更届、賞与支払届)
3	入社・在職中・退職時の手続	資格取得・喪失届、被扶養者異動届、転勤届等通常行われる 従業員の異動に伴う手続、従業員の健康保険被保険者資格証明 書を交付を求める場合の手続と要件
4	出産・育児休業に係る一連の手続	出産~育児にかけて、保険料免除、出産育児一時金、育児休業関 連給付及び育児休業等終了時改定を適用と給付を一体的に解説
5	健康保険の保険給付	高額療養費自己負担限度額の改正(8月から)と 傷病手当金・出産手当金の事業主の賃金額の証明を中心に 記載演習及びその他の保険給付
6	労災保険の保険給付	業務災害(複数業務要因災害)と通勤災害、療養補償給付 ・休業補償給付支給申請書を例に事故発生報告の記載の実務等
7	法改正情報	高齢者雇用継続給付の給付率引下げ(15%→10%)、出生後 休業支援給付(育児休業の28日間は実質100%給付に)、育児 時短就業給付(最大10%)
8	手続事務演習及び注意点	①~⑦を踏まえて、事業主が行うべき届出書の記入等

参加者の声

- ・ あっという間に時間が過ぎてしまいました。今まで実務で慣れながら学んでいったものが体系的に整理され、ぐっと理解が深まりました。ありがとうございました。
- ・ 実務で必要なことが細かい内容までまとめられていて、わかりやすく説明もしてもらえて実務で参考にしながら使用できそうなテキストで非常に良いと思った。

千葉商工会議所 総務部会員交流課 行 FAX:043-227-4107
社会・労働保険実務講座(適用給付編) 参加申込用紙

フリガナ		TEL	
事業所名			
フリガナ		FAX	
役職 /申込者名			
所在地	〒		
E-mail		@	
フリガナ			
役職 /参加者名			
フリガナ			
役職 /参加者名			
会員・一般(どちらかに○をつけてください)		受講料合計()円	振込予定日 月 日

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認、受講料の入金確認及び講座運営に関する連絡の目的のみに使用いたします。HP